

平成30年12月20日

各位

会社名 KDDI株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 誠
(コード：9433、東証第1部)
問合せ先 執行役員 コーポレート統括本部
総務・人事本部長 土橋 明
(TEL. 03-6678-0982)

会社名 電源開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡部 肇史
(コード：9513、東証第1部)
問合せ先 秘書広報部
部長 中谷 博
(TEL. 03-3546-2211)

株式会社エナリス株券等（証券コード6079）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び電源開発株式会社（以下「電源開発」といい、KDDI及び電源開発を総称して「公開買付者ら」といいます。）は、平成30年8月8日に、株式会社エナリス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」及び各新株予約権の定義については、下記「1. 買付け等の概要」の「（3）買付け等に係る株券等の種類」をご参照ください。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定し、平成30年11月7日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成30年12月19日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者らの名称及び所在地

名称 KDDI株式会社
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

名称 電源開発株式会社
所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

（2）対象者の名称

株式会社エナリス

（3）買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

イ 平成25年3月18日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

- ロ 平成 29 年 6 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
34,541,841 株	10,020,400 株	一株

- (注 1) 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（10,020,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する対象者株式の最大数（34,541,841 株）を記載しており、当該最大数は、対象者が平成 30 年 11 月 6 日に公表した「平成 30 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（48,551,145 株）に、第 1 回新株予約権の目的となる対象者株式数（354,000 株）及び第 2 回新株予約権の目的となる対象者株式数（261,000 株）を加え、KDDI が平成 30 年 11 月 6 日現在所有する株式数（14,501,000 株）及び対象者決算短信に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在対象者が所有する自己株式数（123,304 株）を控除したものになります。
- (注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注 4) 買付予定数の下限は、対象者決算短信に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（48,551,145 株）から、対象者決算短信に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在対象者が所有する自己株式数（123,304 株）を控除した上で、第 1 回新株予約権の目的となる対象者株式数（354,000 株）及び第 2 回新株予約権の目的となる対象者株式数（261,000 株）を加算した株式数に係る議決権の数（490,428 個）の 50%にあたる数（245,214 個、小数点以下を切り上げ）から、KDDI が平成 30 年 11 月 6 日現在所有する対象者株式数（14,501,000 株）に係る議決権の数（145,010 個）を控除した議決権の数（100,204 個）に相当する対象者株式数（10,020,400 株）を記載しております。
- (注 5) 公開買付期間末日までに第 1 回新株予約権は行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。なお、第 2 回新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性はありません。
- (注 6) 公開買付者らは、対象者の株主を公開買付者らのみとし、非上場化後の対象者に対する KDDI 及び電源開発の議決権保有比率をそれぞれ 59%、41%とすることを目的としていることから、買付予定数の下限を超えることを前提に、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた対象者株式（以下「応募普通株式」といいます。）の総数が 18,020,200 株（注 7）以上の場合には、応募普通株式の総数のうち、KDDI が 9,951,572 株の、電源開発がその残りの株式数の買付け等を行うものとします。一方で、応募普通株式の総数が 18,020,200 株未満の場合には、対象者の株主を公開買付者らのみとする非上場化の手続は行わず、対象者株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるマザーズ市場（以下「マザーズ市場」といいます。）における上場は維持することを企図しており、対象者に対する KDDI 及び電源開発の本公開買付け後の議決権保有比率が既に KDDI が所有する 14,501,000 株も含めて、59%と 41%の割合になるよう、応募普通株式の総数のうち、10,076,967 株までの数については、電源開発が買付け等を行い、10,076,967 株を超える数については、そのうち、KDDI が 59%の、電源開発が 41%の買付け等を行うものとします（ただし、端数が生じた場合には、KDDI が買付け等を行う数についてはこれを切り上げるものとし、電源開発が買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとします）。また、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた新株予約権については、その総数のうち、

KDDI が 59%の、電源開発が 41%の買付け等を行うものとします（ただし、端数が生じた場合には、KDDI が買付け等を行う数についてはこれを切り上げるものとし、電源開発が買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとします。）。

(注7) 対象者決算短信に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (48,551,145 株) から対象者決算短信に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (123,304 株) を控除した上で、第 1 回新株予約権の目的となる対象者株式数 (354,000 株) を加算した株式数に係る議決権の数 (487,818 個) に 3 分の 2 を乗じた数 (325,212 個、小数点以下を切り上げ) から、KDDI が平成 30 年 11 月 6 日現在所有する対象者株式数 (14,501,000 株) に係る議決権の数 (145,010 個) を控除した議決権の数 (180,202 個) に相当する対象者株式数 (18,020,200 株) であり、以下「基準株式数」といいます。なお、基準株式数は、公開買付者らが、対象者の潜在株式考慮後の総議決権の 3 分の 2 を確保できる水準を意味します。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 30 年 11 月 7 日（水曜日）から平成 30 年 12 月 19 日（水曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1 株につき金 700 円
- ② 新株予約権 第 1 回新株予約権 1 個につき金 1 円
第 2 回新株予約権 1 個につき金 1 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数 (29,754,350 株) が買付予定数の下限(10,020,400 株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 30 年 12 月 20 日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	29,754,350 株	29,754,350 株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—株	—株

株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	29,754,350 株	29,754,350 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(注) 公開買付者らは、対象者の株主を公開買付者らのみとし、非上場化後の対象者に対する KDDI 及び電源開発の議決権保有比率をそれぞれ 59%、41%とすることを目的としていることから、応募普通株式の総数が基準株式数以上の場合には、応募普通株式の総数のうち、KDDI が 9,951,572 株の、電源開発がその残りの株式数の買付け等を行うものとしておりました。一方で、応募普通株式の総数が基準株式数未満の場合には、対象者の株主を公開買付者らのみとする非上場化の手続は行わず、対象者株式のマザーズ市場における上場は維持することを企図しており、対象者に対する KDDI 及び電源開発の本公開買付け後の議決権保有比率が、既に KDDI が所有する 14,501,000 株も含めて、59%と 41%の割合になるよう、応募普通株式の総数のうち、10,076,967 株までの数については、電源開発が買付け等を行い、10,076,967 株を超える数については、そのうち、KDDI が 59%の、電源開発が 41%の買付け等を行うものとしておりました（ただし、端数が生じた場合には、KDDI が買付け等を行う数についてはこれを切り上げるものとし、電源開発が買付け等を行う数についてはこれを切り捨てるものとしします。）。応募普通株式の総数が基準株式数以上であったため、KDDI 及び電源開発が買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

<u>公開買付者名</u>	<u>株式に換算した買付数</u>
KDDI	9,951,572 株
電源開発	19,802,778 株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	145,010 個	(買付け等前における株券等所有割合 29.57%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	534 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.11%)
買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	442,552 個	(買付け等後における株券等所有割合 90.24%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	483,401 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者及び公開買付者らを除きます。）が所有する株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 30 年 11 月 8 日に提出した第 15 期第 3 四半期報告書に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたものです。）です。ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権及び単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（48,551,145 株）に、第 1 回新株予約権の目的となる対象者株式数（354,000 株）及び第

2回新株予約権の目的となる対象者株式数(261,000株)を加え、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(123,304株)を控除した株式数(49,042,841株)に係る議決権の数(490,428個)を分母として計算しています。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成30年12月27日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、平成30年11月6日に公開買付け者が公表した「株式会社エナリス株券等(証券コード6079)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、対象者株式は、本日現在、マザーズ市場に上場されておりますが、本公開買付けの応募普通株式の総数(29,754,350株)が基準株式数(18,020,200株)以上となりましたので、公開買付け者は、対象者の株主を公開買付け者のみとするための一連の手続きを実施することを予定しております。かかる手続きが実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、所定の手続きを経て上場廃止となります。今後の手続きにつきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

電源開発株式会社 東京都中央区銀座六丁目15番1号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上